

# ＩＣキャッシュカード規定

## １．（カードの利用）

- （１）普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）または貯蓄預金について発行したＩＣキャッシュカード（以下これらを「ＩＣカード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
  - ① 当行の自動預金入金支払機（ＡＴＭ）（以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
  - ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（自動預金入金支払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。ただし、ＩＣカード（法人用）の場合は、所定の提携先以外の支払機を使用できません。
  - ③ 当行または提携先の自動振込機（振込を行うことができる自動預金入金支払機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により、振込依頼をする場合。
  - ④ その他、当行所定の取引をする場合。
- （２）ＩＣカードの再発行などでＩＣカードを発行する際には、当行所定の手数料をいただきます。

## ２．（預金機による預金の預入れ）

- （１）預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にＩＣカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- （２）預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、１回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

## ３．（支払機による預金の払戻し）

- （１）支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にＩＣカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- （２）支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とします。
- （３）当行の支払機を使用して預金を払戻す場合、１回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。また、提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合、１回あたりの払戻しはその提携先が定めた金額の範囲内とします。
- （４）当行の支払機および提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合、１日あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。
- （５）支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第６条に規定する手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

## ４．（振込機による振込）

- （１）振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にＩＣカード等を挿入し、届出の暗証とその他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- （２）当行または提携先の振込機により振込む場合、１回あたりの振込金額は当行または提携先所定の金額の範囲内とします。また、１日あたりの振込金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- （３）振込機により振込む場合に、払戻金額と第６条に規定する手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、振込むことはできません。

## ５．（各種サービスの新規申込および契約）

- （１）預金機を使用して当行所定の各種サービスの申込を行うときは、預金機の画面表示の操作手順に従って、預金機にＩＣカードを挿入し、届出の暗証とその他所定の事項をボタン等により操作してください。
- （２）預金機で取扱うことのできる各種サービスの内容については、預金機の画面等に表示します。

## ６．（自動機利用手数料等）

- （１）当行の支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の手数料を支払ってください。この手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、預金口座から自動的に引落します。
- （２）提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合および提携先の振込機を使用して預金の払戻金額を振込む場合に、提携先が所定の手数料を定めているときは、提携先に対し手数料を支払ってください。この手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、預金口座から自動的に引落しのうえ、当行から提携先に支払います。
- （３）振込機を使用して振込む場合は、当行所定の振込手数料を支払ってください。この振込手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、その払戻口座から自動的に引落します。

## ７．（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- （１）代理人（本人と生計をともにする親族１名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのＩＣカードを発行します。
- （２）代理人ＩＣカードにより振込券を使用して振込を依頼する場合には、振込券記載の振込依頼人名が代理人ＩＣカード表示の氏名と同一であることを確認してください。
- （３）代理人ＩＣカードにより、あわぎんカードローン契約書にもとづく払戻しはできません。
- （４）代理人ＩＣカードの利用についても、この規定を適用します。

## ８．（預金機・支払機・振込機故障時の取扱い）

- （１）停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でＩＣカードにより預金に預入れすることができます。
- （２）停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でＩＣカードにより預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはありません。
- （３）前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、名称、金額およびその他所定事項を記入のうえ、ＩＣカードとともに提出してください。このほか本人の確認ができる身分証明書等の提示を求めることがあります。
- （４）停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前２項によるほか振込依頼書等を提出することにより振込の依頼をすることができます。

## ９．（ＩＣカードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

ＩＣカードにより預入れた金額、払戻した金額（振込みのために払戻した金額を含みます。）および手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機で使用された場合または当行本支店の窓口へ提出された場合に行います。

#### 10. (ICカード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたICカードが、当行が本人に交付したICカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にICカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) ICカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ICカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにICカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) ICカードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書当行に提出してください。

#### 11. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 個人のお客さま名義のカードの偽造または変造による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。  
この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、ICカードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
- (2) 本条の規定は、法人のお客さま名義のICカードには適用されません。

#### 12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) 個人のお客さま名義のICカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① ICカードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - a. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
    - b. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合
    - c. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してICカードが盗難にあった場合
- (5) 本条の規定は、法人のお客さま名義のICカードには適用されません。

#### 13. (ICカードの紛失、届出事項の変更等)

ICカードを紛失した場合または名称、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

#### 14. (ICカードの再発行等)

- (1) ICカードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- (2) ICカードを再発行する場合には、当行所定の手数料を支払ってください。

#### 15. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

当行の預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額、振込券等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### 16. (解約・ICカードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはICカードの利用を取りやめる場合には、そのICカードを取引店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) ICカードの改ざん、不正使用など当行がICカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにICカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、ICカードの利用を停止することがあります。なお第2号・第3号の場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 第18条に定める規定に違反した場合
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③ ICカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、あわぎんデビットカード規定、あわぎんカードローン契約書、振込規定およびペイジー口座振替受付サービス規定により取扱います。

#### 19. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020.4.1現在)